

第16期 第21回 豊見城市農業委員会 総会

1 日時： 平成31年 4月25日(木) 午後1時40分～午後3時32分

2 場所： 豊見城市役所 3階第3会議室

3 出席農業委員数： 8 名

1番 (会長)	瀬長 澄子	出席
2番 (職務代理)	當銘 博	出席
3番	金城 敏満	出席
4番	宮里 由美子	出席
5番	名嘉眞 朝仁	出席
6番	本底 広彦	出席
7番	上原 啓一	出席
8番	當間 康由	出席

総会に参加した農地利用最適化推進委員 (※推進委員は出席委員数にカウントしない)		
東部地区		
西部地区		

4 欠席農業委員数： 0 名

5 農業委員会事務局職員

局 長：浜本 亨 班 長：赤嶺 文隆

主 査：仲宗根 翔 主任主事：座安 省吾

6 議事録署名委員： 上原 啓一 ・ 當間 康由

7 現場調査日時： 平成31年 4月25日(木) 午後1時41分～午後3時06分

8 現場調査数: 4 件

9 付議すべき案件

報告第 129 号	農地転用後の利用状況の報告について
報告第 130 号	現況証明願について
報告第 131 号	農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について
報告第 132 号	農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について
報告第 133 号	農地法第18条第6項の規定による通知について
議案第 68 号	下限面積の設定について
議案第 69 号	農地法第3条第1項に基づく許可を要する農地の買受適格証明願について
議案第 70 号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第 71 号	農地法第5条第1項の規定による許可申請について
議案第 72 号	荒廃農地調査に伴う非農地判断について
協議第 26 号	農用地利用集積計画の作成に係る意見決定について

10. 会議の内容

会長	<p>第16期豊見城市農業委員会第21回の総会を開会いたします。</p> <p>(午後1時40分) 開会</p>
会長	<p>本日の議事日程は、お手元にお配りのとおりでございます。</p> <p>会期は、本日1日限りといたします。</p> <p>本日の出席委員は8名中全員が出席ということで、豊見城市農業委員会会議規則第11条の規定により定数に達しておりますので、総会は成立いたします。</p> <p>次に議事録署名委員について、豊見城市農業委員会会議規則第13条の規定に基づき、本日の議事録署名委員に、第7番委員の上原啓一委員と第8番委員の當間康由委員の2名、また会議書記に農業委員会事務局の浜本事務局長及び仲宗根主査を会長から指名いたしますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>では、本日提案された議案等についての現場4件の調査を行ってから審議に移りたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p>
会長	<p>ご異議がないようですので、ただいまより現場調査のため、一時休憩をいたします。</p> <p>休憩(現場踏査) 午後1時41分 再開 午後3時06分</p>
会長	<p>再開します。</p> <p>現場調査、大変お疲れさまでした。</p> <p>では、これより報告案件に入ります。初めに報告第129号について、事務局の説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>それでは議案書の2ページをお開きください。</p> <p>報告第129号「農地転用後の利用状況の報告について」 4件ございました。内容を確認の上、県知事へ進達を済ませておりますのでご報告いたします。</p> <p>以上です。</p>
会長	<p>ただいまの報告第129号について質疑を許します。質疑のある方は挙手して質</p>

疑をお願いいたします。
特にないようですので、進行してよろしいでしょうか。

(はいの声あり)

会長 では、次に報告第 130 号について、事務局の説明をよろしく申し上げます。

事務局 それでは議案書の 4 ページをお開きください。
報告第 130 号「現況証明願について」
2 件ございました。内容を確認の上、証明発行いたしましたのでご報告いたします。
以上です。

会長 では報告第 130 号について質疑を許します。質疑のある方は挙手してから質疑をお願いいたします。
進行してよろしいでしょうか。

(はいの声あり)

会長 では、次に報告第 131 号の説明をよろしく申し上げます。

事務局 それでは議案書の 6 ページをお開きください。
報告第 131 号「農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出について」
2 件ございました。事務局長専決により届出書を受理いたしましたのでご報告いたします。
以上です。

会長 では報告第 131 号について質疑を許します。質疑のある方は挙手して質疑をお願いいたします。
こちらも質疑ないようですので、進行してよろしいでしょうか。

(はいの声あり)

会長 では、次に報告第 132 号について、説明をよろしくをお願いいたします。

事務局 それでは議案書の 8 ページをお開きください。

報告第 132 号「農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について」
2 件ございました。事務局長専決により届出書を受理いたしましたのでご報告
いたします。
以上です。

会長 では、ただいまの報告第 132 号について質疑を許します。質疑のある方は挙手
して質疑をお願いいたします。
特に質疑ないようですので、進行してよろしいでしょうか。

(はいの声あり)

会長 では、次に報告第 133 号について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 それでは議案書の 9 ページをお開きください。
報告第 133 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について」
2 件ございました。内容を確認の上、通知書を受理いたしましたので報告いた
します。
以上です。

会長 では、ただいまの報告第 133 号について質疑を許します。質疑のある方は挙手
して質疑をお願いいたします。
特に質疑ないようですので、進行してよろしいでしょうか。

(はいの声あり)

会長 次に議案案件に入ります。議案第 68 号について審議をします。事務局の説明
をお願いいたします。

事務局 11 ページをお願いいたします。
議案第 68 号「下限面積の設定について」
これは毎年、最初の 4 月のほうで去年もやっているのですが、今年も同じよう
に下限面積は 30 a という形で提案したいと思います。
方針としまして、12 ページをお願いいたします。
方針としましては、農地法施行規則第 17 条第 2 項を適用し、下限面積（別段
の面積）は現行の 30 a とする。
理由としましては、豊見城市内には相当程度の遊休地があることと、豊見城市

の状況からみて、30 a 程度の耕作面積を有する農家等の数が増加しても、農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生じるおそれがないと考えることであります。

上記の 1 及び 2 により、本市の農地等の保有及び利用の状況及び将来の見通し等から見て、新規の就農を促進するためには、現行の 30 a を下限面積とすることが適切と考えることから提案します。

以上です。

会長

事務局の説明が終わりました。

委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手してお願いいたします。

質疑なしと認めて、採決に移ってよろしいでしょうか。

(はいの声あり)

会長

議案第 68 号について、平成 31 年度の下限面積について 30 a とすることに
異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

会長

異議なしとのことですので、議案第 68 号について、農地の下限面積を 30 a と
することに決定しました。

次に議案第 69 号について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局

それでは議案第 69 号について説明いたします。議案書の 14 ページをお開きく
ださい。

議案第 69 号「農地法第 3 条の規定に基づく許可を要する農地等の買受適格証
明願い」については、1 件の申請がございました。

議案書の 19 ページをお開きください。申請のありました豊見城市字渡嘉敷東
原 534 番 1 につきましては、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないことから、
適格証明相当ではないかと思われま。

以上です。

会長

事務局の説明が終わりました。

委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手してお願いいたします。

質疑なしと認めて、これより採決に移りたいと思いますがよろしいでしょうか。

(はいの声あり)

会長

議案第 69 号「農地法第 3 条第 1 項に基づく許可を要する農地の買受適格証明
願い」について、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないことから、許可する
ことにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

会長

異議なしとのことですので、議案第 69 号については許可することに決定しま
した。
では、次に議案第 70 号について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局

それでは議案第 70 号について説明いたします。議案書の 21 ページをお開きく
ださい。

議案第 70 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」は、2 件の申請が
ございます。

整理番号 1 番につきまして、議案書の 23 ページをお開きください。申請のあ
りました豊見城市字渡橋名後原 204 番 1、204 番 2、204 番 3 につきましては、
農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないことから、許可相当ではないかと思わ
れます。

次に整理番号 2 番につきまして、議案書の 25 ページをお開きください。申請
のありました豊見城市字高安後原 949 番 1 につきましては、農地法第 3 条第 2
項の各号に該当しないことから、許可相当ではないかと思われます。

以上です。

会長

事務局の説明が終わりました。

これより審議に入ります。議案第 70 号の整理番号 1 番と 2 番は関連しますの
で、一括して審議をします。

それでは整理番号 1 番と 2 番について、委員の質疑を許します。質疑のある方
は挙手をお願いいたします。

(7 番委員挙手)

会長

はい、7 番委員。

7 番委員

●●さん、会社役員とありますけれども、どういった会社・企業ですか。

事務局 この●●●●●さんの実のお父さんが経営する造園業者の役員になっているようです。

7 番委員 会社はどこにあるのですか。豊見城市？

事務局 渡嘉敷になっています、今。前は高江洲、今は渡嘉敷。

7 番委員 市内にある？

事務局 はい。

7 番委員 わかりました。

会長 ほかにございませんでしょうか。
では、これより採決に移ってよろしいでしょうか。

(はいの声あり)

会長 整理番号 1 番と 2 番について、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないことから許可することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

会長 異議なしとのことですので、整理番号 1 番と 2 番については許可することに決定しました。
次に議案第 71 号の説明をよろしくお願いします。

事務局 それでは議案書の 27 ページをお開きください。
議案第 71 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」
4 件ございました。申請内容につきましては、記載のとおりとなります。それでは申請案件について、ご説明します。
整理番号 1 番につきまして、33 ページをお開きください。申請のあった土地は、長堂山垣原 396 番 1、転用目的は資材置場兼駐車場。当該申請地は農地法第 5 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。

次に整理番号 2 番につきまして、39 ページをお開きください。申請のあった土地は、根差部東原 157 番、転用目的は太陽光発電兼資材置場。当該申請地は農地法第 5 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。

次に整理番号 3 番につきまして、43 ページをお開きください。申請のあった土地は、根差部東原 162 番、転用目的は太陽光発電兼資材置場。当該申請地は農地法第 5 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。

次に整理番号 4 番につきまして、49 ページをお開きください。申請のあった土地は、与根西中原 221 番 6、転用目的は一般住宅。当該申請地は農地法第 5 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。

議案第 71 号について、説明は以上です。

会長

ありがとうございます。事務局の説明が終わりました。

議案第 71 号は 1 件ずつ審議をしますが、整理番号 2 番と 3 番は関連しますので、一括して審議をします。

まずは整理番号 1 番について、委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手して質疑をお願いいたします。

では質疑なしと認めて、これより採決に移ります。

整理番号 1 番について、農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないことから、許可相当として沖縄県知事へ進達することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

会長

異議なしとのことですので、整理番号 1 番は許可相当として沖縄県知事へ進達することに決定します。

では、次に整理番号 2 番、3 番についての委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手してお願いいたします。

質疑なしと認めて、これより採決に移ってよろしいでしょうか。

(はいの声あり)

会長

整理番号 2 番、3 番について、農地法第 5 条第 2 項各号には該当しないことから、許可相当として沖縄県知事へ進達することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

会長

異議なしとのことですので、整理番号 2 番、3 番は許可相当として沖縄県知事へ進達することに決定しました。

では、次に整理番号 4 番について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手してお願いいたします。

質疑なしと認めて、これより採決に移ります。

整理番号 4 番について、農地法第 5 条第 2 項各号には該当しないことから、許可相当として沖縄県知事へ進達することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

会長

異議なしとのことですので、整理番号 4 番は許可相当として沖縄県知事へ進達することに決定します。

では、次に協議第 26 号について審議します。事務局の説明をよろしくお願いたします。

事務局

協議第 26 号につきましては、52 ページになります。

53 ページのほうで市長から、農用地利用集積計画の作成に係る意見決定について（照会）ということで、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項に基づき別添のとおり「農用地利用集積計画」を作成したいので農業委員会の意見を求めるものであります。

詳しい内容等につきましては、農林水産課農政班の担当であります外間のほうから説明させますので、よろしくお願いたします。

農林水産課

こんにちは。農林水産課農政班、外間です。よろしくお願いたします。

今回は基盤法に基づいての利用権設定の申請が 2 件ございますので、それぞれ説明をしたいと思います。

まず初めに、H31-1 についてです。貸し手及び借り手はご覧の方々です。資料 54 ページになります。お願いいたします。貸し手及び借り手です。ご覧のとおりです。利用権を設定する農地の地番は、字渡嘉敷 474 番地 3 及び渡嘉敷 474 番地 4 となっております、面積は 2 筆合わせて 1,198 m²、設定する利用権は使用貸借権でございます、存続期間は公告日から 5 カ年間となっております。続いては、H31-2 についてです。貸し手及び借り手はご覧の方々です。借り手については H31-1 と同じく、●●●●様となっております。利用権を設定する

農地の地番は、平良 414 番地 1 及び平良 415 番地でございます。面積は合わせて 1,314 m²、設定する利用権はこちらも使用貸借権でありまして、存続期間はこれも公告日から 5 カ年間となっております。
以上で説明を終わります。

会長

ありがとうございました。協議第 26 号について説明が終わりました。
協議第 26 号について、委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手して、質疑をお願いいたします。
質疑なしと認めて、これより採決に移りたいと思います。
協議第 26 号について、豊見城市長に対して適性であると回答することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

会長

異議なしとのことですので、協議第 26 号については豊見城市長に対して適性であると回答することに決定しました。
以上をもちまして本日提案の議事日程を全て終了いたしました。
委員の皆様には、提案された議事日程に対して真摯で丁寧なご意見とご審議をいただきまして、大変ありがとうございます。
これで本日の農業委員会総会を終わります。大変お疲れ様でした。

平成 31 年 4 月 25 日 (木)
午後 3 時 32 分終了

議事録署名委員

会長

瀬長 澄子



7番委員

上原 啓一



8番委員

宇間 康由

